

経済的自由、特に、都市計画及び景観保護のための財産権制限について

2004年5月20日(木)

衆議院憲法調査会：第四回基本的人権の保障に関する調査小委員会

野呂 充(関西大学法科大学院)

経済的自由と精神的自由

経済的自由

1 職業選択の自由

2 財産権

ア) 財産権の保障と法律による財産権の内容形成

イ) 財産権の制限と損失補償

都市計画及び景観保護・形成と財産権保障 - - ドイツと日本を比較して

1 都市計画法制の比較

ア) 新規開発・建築のコントロール

ドイツ：「計画なければ開発なし」の原則

日本：開発・建築自由の原則

イ) 都市計画のシステム

ドイツ：地区レベルの詳細計画であるBプランをコアにした二段階計画

日本：用途地域中心。地区計画による上乗せ規制

2 都市景観法制の比較

ア) ドイツの法制度

記念物保護法制

Bプラン

建築規制法制

・二段階規制システム

直接法律に基づく醜悪化の禁止（地域的限定なし）

条例に基づく積極的な景観保護・形成

・ Bプランとの一体化

イ) 日本の法制度

文化財保護法制

都市計画法・建築基準法

美観地区；地区計画；建築協定

景観条例（自主条例）

景観法案

3 憲法による財産権保障とまちづくり

ア) 日本国憲法 29 条とボン基本法 14 条の比較

ボン基本法第 14 条【所有権と相続権】

所有権と相続権は、これを保障する。内容と限界は法律によってこれを定める。所有権は義務を伴う。所有権の行使は同時に公共の福祉に役立たねばならない。公用収用は公共の福祉のためにのみ許容される。公用収用は、損失補償の方法と程度を規律する法律によって、又は、そのような法律に基づいてのみ、行うことができる。損失補償は公共の利益と関係人の利益を適正に衡量してこれを定めなければならない。損失補償の額について争いがある場合には、通常裁判所における訴訟を用いることができる。

「所有権は義務を伴う」の意味

ドイツの判例による憲法解釈

- ・土地の社会的制約の強調（不可欠性と有限性）
- ・状況拘束性理論

イ）都市計画法制に即した検討

日本における建築の自由の原則と「必要最小限度規制原則」

財産権保障の重点はどこにあるか - - 価値と利用

土地所有権者の個別的事情を考慮した補償基準

ウ）景観法制に即した検討

日本における、景観保護の例外性・限定性

特定の場所で特定のデザインの建築を行う権利の相対化